

訪問調査実施要項対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P1 I 訪問調査の概要	1 目的 独立行政法科大学評価・学位授与機構（以下、「機構」という。）は、各対象法科大学院から6月末までに提出していただいた自己評価書・・・・訪問調査は、書面調査では確認することのできない内容等を中心にして対象法科大学院の状況を調査するとともに、対象法科大学院にその調査結果を伝え、その状況等に関し、対象法科大学院との共通理解を図ることを目的としています。 2 実施日及び体制等 訪問調査の実施日及び訪問調査当日の実施スケジュールは、・・・機構事務局を通じて対象法科大学院と協議した上で評価部会が決定します。 ・・・	1 目的 独立行政法科大学評価・学位授与機構（以下、「機構」という。）は、各対象法科大学院を置く大学から6月末までに提出していただいた自己評価書・・・・訪問調査は、書面調査では確認することのできない内容等を中心にして対象法科大学院の状況を調査するとともに、対象法科大学院を置く大学にその調査結果を伝え、その状況等に関し、対象法科大学院を置く大学との共通理解を図ることを目的としています。 2 実施日及び体制等 訪問調査の実施日及び訪問調査当日の実施スケジュールは、・・・機構事務局を通じて対象法科大学院を置く大学と協議した上で評価部会が決定します。 ・・・	各種の手續については、認証評価の申請を行う大学に対することを明確にするため、修正した。
P2 II 訪問調査実施までの準備等	1 訪問調査実施日の決定 機構事務局は、対象法科大学院に対して9月下旬～11月中旬頃の予定を照会し、・・・決定した訪問調査実施日を7月下旬までに対象法科大学院へ通知します。 2 訪問調査スケジュールの決定に伴う準備 評価部会は、訪問調査の1ヶ月前までに、・・・機構事務局を通じて対象法科大学院へ通知します。対象法科大学院は、関係者のスケジュールの調整を行うとともに、・・・訪問調査の1週間前までに機構事務局へ提出してください。	1 訪問調査実施日の決定 機構事務局は、対象法科大学院を置く大学に対して9月下旬～11月中旬頃の予定を照会し、・・・決定した訪問調査実施日を7月下旬までに対象法科大学院を置く大学へ通知します。 2 訪問調査スケジュールの決定に伴う準備 評価部会は、訪問調査の1ヶ月前までに、・・・機構事務局を通じて対象法科大学院を置く大学へ通知します。対象法科大学院を置く大学は、関係者のスケジュールの調整を行うとともに、・・・訪問調査の1週間前までに機構事務局へ提出してください。	

訪問調査実施要項対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P3 Ⅱ 訪問調査実施までの準備等	3 「書面調査による分析状況」及び「訪問調査時の確認事項」への対応 評価部会は、訪問調査の3週間から4週間前までに、・・・機構事務局を通じて対象法科大学院へ通知します。 ・・・	3 「書面調査による分析状況」及び「訪問調査時の確認事項」への対応 評価部会は、訪問調査の3週間から4週間前までに、・・・機構事務局を通じて対象法科大学院を置く大学へ通知します。 ・・・	各種の手続については、認証評価の申請を行う大学に対することを明確にするため、修正した。
P5 Ⅲ 訪問調査当日の対応等	6 法科大学院関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取 ・・・，対象法科大学院からの意見聴取において、根拠となる資料・データ等の追加提出を対象法科大学院が希望する場合には、訪問調査終了後、1週間以内に提出することとします。	6 法科大学院関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取 ・・・，対象法科大学院からの意見聴取において、根拠となる資料・データ等の追加提出を対象法科大学院を置く大学が希望する場合には、訪問調査終了後、1週間以内に提出することとします。	
	7 その他留意事項 ・・・ (3) その他、訪問調査で必要となる事項についての詳細は、事前に各対象法科大学院の担当者と機構事務局とで調整させていただきます。	7 その他留意事項 ・・・ (3) その他、訪問調査で必要となる事項についての詳細は、事前に各対象法科大学院を置く大学の担当者と機構事務局とで調整させていただきます。	